



沖縄ろうきんの現況

ディスクロージャー誌



資料編

索引 (開示項目一覧).....	P1
事業の組織	P2
職員の状況・仕事と子育ての両立支援等.....	P3
ろうきんのネットワークとセーフティネット	P4
お客様本位の業務運営に関する取り組み方針 (抜粋)	P5
内部統制について	P6
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	P7~P12
リスク管理の態勢.....	P13~P14
預金・ローンのご案内.....	P15~P16
各種サービス業務	P17~P18
財務データ	P19~P50



索引（開示項目一覧）

※(本)はディスクロージャー誌本編、(資)はディスクロージャー誌資料編のページ数を表しています。

労働金庫法第94条第1項において準用する
銀行法第21条の規定に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	2	(資)
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	2	
(3) 会計監査人の氏名又は名称	2	
(4) 事務所の名称及び所在地	10~11	(本)
(5) 当金庫を所属労働金庫とする 労働金庫代理業者に関する事項	11	

2. 金庫の主要な事業の内容

(1) 預金・ローンのご案内	15~16	(資)
(2) 各種サービス業務	17~18	

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 事業の概況	4	(本)
(2) 主要な事業の状況を示す指標	27	(資)
(3) 事業の状況を示す指標		
① 主要な業務の状況を示す指標	27	
② 預金に関する指標	28	
③ 貸出金等に関する指標	29~30	
④ 有価証券に関する指標	35	

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の態勢	13~14	(資)
(2) 法令等遵守の態勢	7~12	
(3) 社会的責任と貢献活動	6~9	(本)
地域社会の活性化に関する取り組み	7~9	
(4) 苦情等への対応(金融ADR制度への対応)	9	(資)

5. 財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表	19	(資)
(2) 損益計算書	25	
(3) 剰余金処分計算書	26	
(4) 自己資本の充実の状況	38~50	
(5) 有価証券	35~37	
(6) 金銭の信託	37	
(7) 金融先物取引・デリバティブ取引等	37	
(8) 貸倒引当金	31・32・44・45	
(9) 貸出金償却の額	45	
(10) 会計監査人の監査	26	

連結対象となる会社等は保有していません。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に
基づく開示債権

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	31	(資)
2. 危険債権	31	
3. 要管理債権 (三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)	31	
4. 合計額	31	
5. 正常債権	31	
6. 総与信残高	31	

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者
の福祉に関する法律第22条の2に基づく開示項目

1. 沖縄ろうきんにおける仕事と子育ての両立支援	3	(資)
--------------------------	---	-----

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
第20条に基づく開示項目

1. 女性職員のさらなる活躍にむけた職場環境づくり

(1) 女性の割合	3	(資)
(2) 男女の賃金の差異	3	
(3) 男女の平均勤続勤務年数の差異	3	

自主開示項目

1. 概況等

(1) 事業方針	3	(本)
(2) 役員所属団体等	2	(資)
(3) 常勤役員等の兼職の状況	2	
(4) 役員報酬の状況	2	
(5) 職員の状況	3	
(6) 店舗・自動機設置状況	10~11	(本)
(7) 利用配当等	26	(資)
(8) 大口出資会員	30	
(9) 会員数内訳	30	

2. 経理・事業内容

(1) 業務純益	27	(資)
(2) 利益率	27	
(3) 常勤役職員1人当たりの預金残高	27	
(4) 1店舗当たりの預金残高	27	
(5) 常勤役職員1人当たりの貸出金残高	27	
(6) 1店舗当たりの貸出金残高	27	

3. 資金調達

(1) 預金科目別残高	28	(資)
(2) 預金種類別内訳	28	
(3) 財形貯蓄残高	28	

4. その他の業務

(1) ろうきんATMのご利用案内	12	(本)
(2) 各種手数料	13	
(3) 公共債・投資信託窓口販売実績	37	(資)
(4) 内国為替取扱実績	37	

5. その他

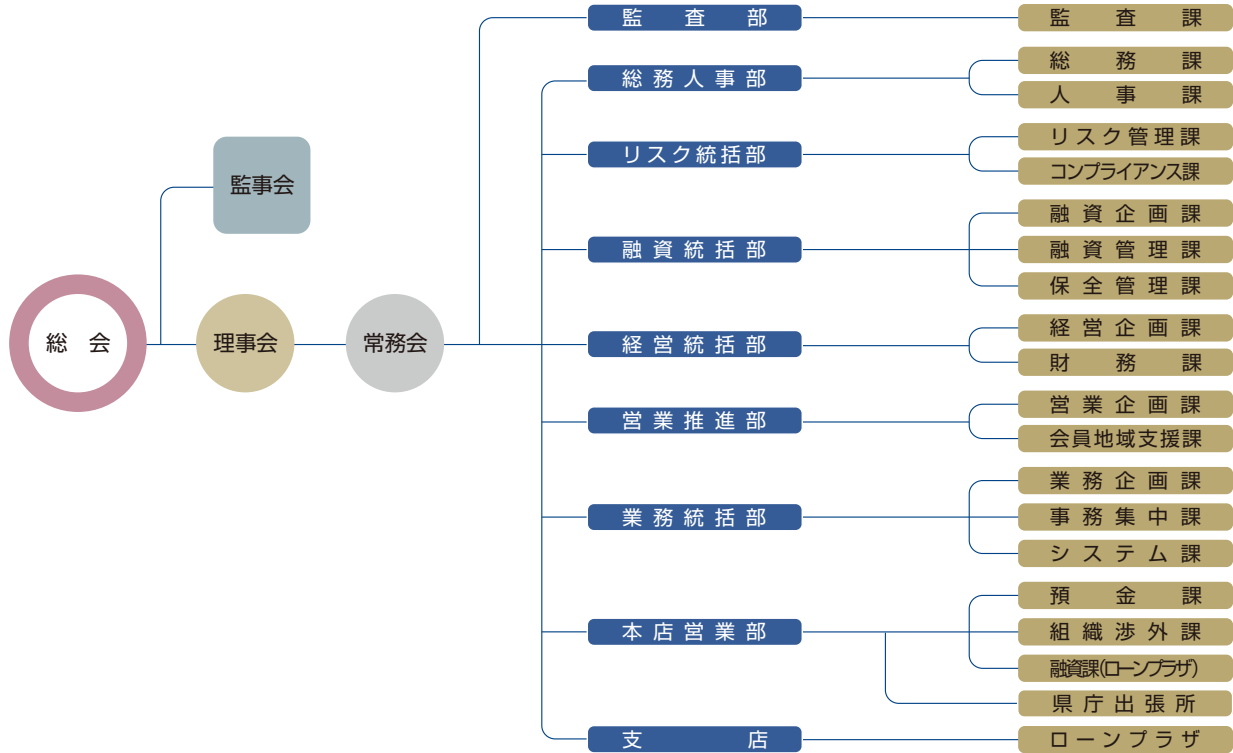
(1) ろうきんの理念と基本姿勢 沖縄ろうきんクレド ろうきんの目的・事業運営三原則	2	(本)
(2) 沖縄ろうきんのあゆみ	2	
(3) 全国ろうきんの概要	4	(資)
(4) ろうきん業態セーフティネット	4	
(5) トピックス	5	(本)

事業の組織



組織図

(2024年6月30日現在)



役員一覧

(2024年6月30日現在)

役職名	氏名	出身団体
理事長	東盛 政行	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部
専務理事	宇地泊 信司	員外
常務理事	上原 雅治	員外
理事	知花 優	日本労働組合総連合会沖縄県連合会
理事	大嶺 克志	全日本自治団体労働組合沖縄県本部
理事	眞榮城 徳昭	沖縄県宮古庁労働者共済会
理事	與那覇 栄蔵	全駐留軍労働組合沖縄地区本部
理事	上原 邦夫	沖縄県教職員組合
理事	知念 克也	沖縄電力関連産業労働組合総連合
理事	山内 尚美	沖縄県高等学校障害児学校教職員組合
理事	比嘉 敏勝	情報産業労働組合連合会沖縄県協議会
理事	石川 功至	北部地区(北部地区労働組合協議会)
理事	藏根 伸	中部地区(自治労うるま市職員労働組合)
理事	池間 寛信	宮古地区(日本郵政グループ労働組合宮古支部)
理事	仲山 一人	八重山地区(自治労石垣市職員労働組合)
理事	前村 昌健	員外(沖縄国際大学教授)
常勤監事	盛根 博史	員外
監事	崎間 靖	日本食品関連産業労働組合総連合会沖縄地区協議会
監事	伊佐 真人	法定員外(公認会計士)

会計監査人の氏名又は名称

(2024年6月30日現在)

EY新日本有限責任監査法人

常勤役員等の兼職

(2024年6月30日現在)

労働金庫法第35条(兼職または兼業の制限)第1項における内閣総理大臣および厚生労働大臣の認可を受けて兼職を行っている常勤役員はおりません。

役員報酬の状況

(2023年度)

単位:千円

	支給人員	支給総額
理事	16人	53,159
監事	3人	14,744
合計	19人	67,903

(注)支給人員は、平均人員を記載しております。

職員の状況・仕事と子育ての両立支援等

 職員の状況

項目	2023年度末	2022年度末
職員数(人)	166	163
うち男性	89	88
うち女性	77	75
平均年齢	39歳 2月	38歳 9月
平均継続勤務年数	14年 6月	14年 1月
平均給与月額(千円)	364	359

(注1) 職員数は、準職員等(2023年度末49人、2022年度末50人)を含みません。
 (注2) 職員数は出向先で給与を負担する者を含みません。
 (注3) 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

 沖縄ろうきんにおける仕事と子育ての両立支援

当金庫は仕事と子育ての両立支援に向けて積極的に取り組む「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受け、2021年9月に「くるみんマーク」を取得しました。

【2023年度実績】

- ・育児休業等を取得した男性職員の割合……………100%
- ・育児休業等および育児目的休暇を取得した男性職員の割合……………100%
- ・育児休業等を取得した女性職員の割合……………100%


 女性職員のさらなる活躍にむけた職場環境づくり

当金庫は女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業として厚生労働大臣の認定を受け、2020年12月に「女性活躍に基づく認定マーク(えるぼし)」(3段階目)を取得しました。

【2023年度 各種実績】

●女性の割合

- ・職員に占める女性職員の割合……………46.4%
- ・係長職に占める女性職員の割合……………41.7%
- ・管理職に占める女性職員の割合……………31.9%



●男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	74.5%
うち正規雇用労働者	73.1%
うち非正規雇用労働者	92.7%

(注) 対象期間:2023事業年度(2023年4月1日~2024年3月31日)
 賃金:基本給、超過労働に対する報酬、賞与、通勤手当等を含みます(ただし、退職金を除きます)。
 正規雇用労働者:正職員および無期雇用転換した準職員S、準職員を含みます。
 非正規雇用労働者:有期雇用の準職員S、準職員および再雇用職員を含み、派遣職員を除きます。
 短時間労働者については、職員の所定労働時間(1日あたり7時間20分)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しています。

●男女の平均継続勤務年数の差異

職員	男性	女性	差異
平均継続勤務年数	14.7年	14.6年	0.1年

(注) 正職員の平均継続勤務年数となります(準職員等は除きます)。

ろうきんのネットワークとセーフティネット



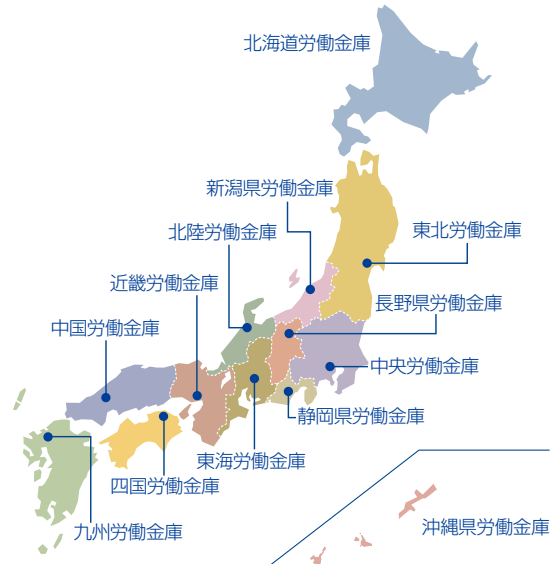
全国ろうきんの概要

ろうきんは、一般社団法人 全国労働金庫協会(労金協会)と労働金庫連合会(労金連)を中央機関として、全国13金庫596店舗のネットワークを形成しています。

●全国ろうきん・沖縄ろうきんの概要 (2024年3月末)

項目	全国ろうきん (13金庫)	沖縄ろうきん
店舗数	596店舗	12店舗
常勤役員数	11,093人	170人
団体会員数	47,759会員	465会員
間接構成員数	11,945,542人	100,388人
出資金	968億円	9億円
預金残高	23兆848億円	3,332億円
貸出金残高	15兆5,716億円	2,569億円
自己資本比率	9.58%	8.43%

※預金残高には、譲渡性預金残高を含みます。 ※店舗数には、バーチャル店舗を含みます。

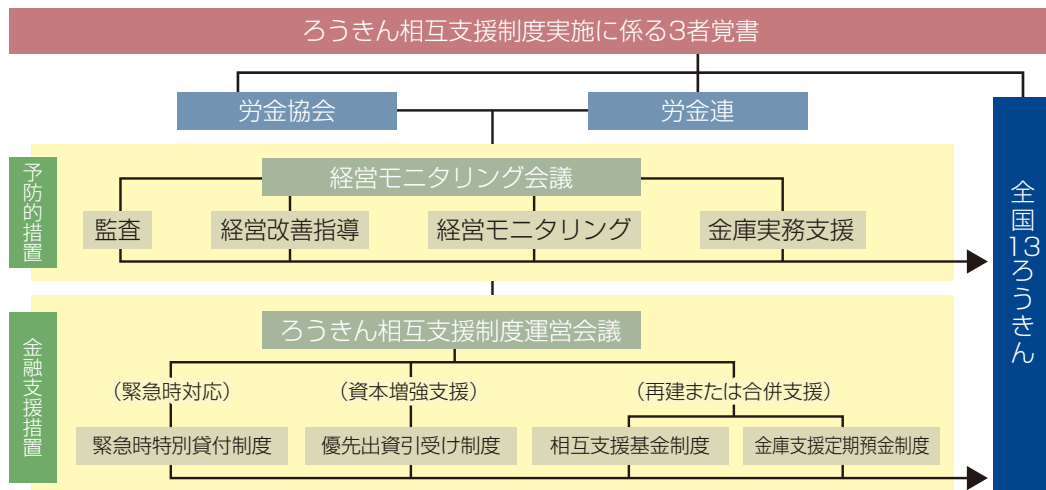


ろうきん業態セーフティネット

ろうきんでは、ろうきん業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という2つの仕組みを用意しています。

第1の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会(労金協会)に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査(金庫の業務執行や財務状況等についての監査)と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置(経営改善指導等)が講じられる仕組みとなっています。

第2の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会(労金連)が共同で開催する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じて労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営をサポートします。



お客様本位の業務運営に関する取り組み方針（抜粋）

2017年11月1日制定
2022年7月29日改正

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である『労働金庫法』において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これら原則に基づき、これまでもお客様本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客様である勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客様の立場に立った良質な商品・サービスを提供していくことは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

〈沖縄ろうきん〉は、今般、『お客様本位の業務運営に関する取り組み方針』を策定・公表するにあたり、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動を踏まえ、変化する時代の要請に応えるべく更なる取り組みを進めていきます。「ろうきんの理念」のもと、以下の取り組み方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開していきます。

1. 「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」の策定・公表

- 〈沖縄ろうきん〉（以下、当金庫）はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2021年1月に改訂した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」（以下、本方針）を策定します。
 - 本方針および本方針に係る取り組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し、公表します。
 - 本方針は毎年見直しのうえ、必要に応じて改正します。
- （注）本方針において、「お客様」とは、「金庫を利用されている方（利用を終了したお客様を含む）およびこれから利用を検討されている方」を意味します。

2. お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを第一に考えた取り組み

- 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを第一に考え、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供します。

3. 利益相反を適切に管理する取り組み

- 当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。
- 投資信託等の一定のリスクを伴う商品のラインナップについては、業態の中央機関である労金連において、販売する商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで、当金庫において販売する商品を、お客様の最善利益追求の観点で選定しています。

4. 手数料等に係る情報提供の取り組み

- 当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行います。
- 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるようにするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取り組み

- 当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨を行う金融商品・サービスについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、その複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。

- ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについて詳しく説明しています。
- 当金庫が取り扱う投資信託については、ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。なお、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ形式の商品がありますが、当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。

6. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取り組み

- 当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育て・教育・マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや商品開発を行います。
 - 当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客様の投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客様一人ひとりに合った的確な説明・提案を誠実にいたします。
 - 当金庫は、金融商品の販売後において、お客様の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。
 - 当金庫は、お客様へ金融商品等の適正な勧誘・募集を行うため「金融商品に関する勧誘方針」、「共済募集指針」、「保険募集指針」等を定めています。これらの方針等は、ディスクロージャー誌やホームページに掲載し公表しています。
- ※なお、当金庫は金融商品の販売会社であり、金融商品の組成を行ってはおりません。

7. 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取り組み

- ろうきん業態は、「ろうきんの理念」を掲げ、お客様である勤労者とその家族の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。「ろうきんの理念」を職員へ定着させ実践に向けた行動に繋げるため、ろうきん業態の中央機関である全国労働金庫協会において、職員を対象に「理念研修」を開催しています。当金庫においても、〈ろうきん〉ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系の中で位置付けています。
- 当金庫は、「『ろうきん理念』を念頭に主体性を持ち自立した行動ができる職員」、「勤労者の『福祉金融』を通じ、金融のプロフェッショナルとして、『働く人の夢の実現』に貢献できる職員」等を理想的な職員像と定め、「ろうきん理念」の実現に向けた取り組みを実践できる職員育成に取り組んでいます。
- 当金庫は、本方針の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備しています。

内部統制について



業務の適正を確保するための体制整備(内部統制システム)の基本方針

当金庫では、労働金庫法第38条第5項第5号および労働金庫法施行規則第19条に基づき、「業務の適正を確保するための体制整備」(内部統制システム)について半期毎に下記の事項の運用状況を検証し、理事会へ報告しています。今後も、継続的に内部統制システムの点検・整備を進め、実効性の確保に努めてまいります。

1.理事および職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 金庫は、「ろうきんの理念」および、金庫の社会的責任と公共的使命の自覚のもと、法令等遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題として位置付け、すべての役職員が守らなければならない基本原則として『倫理綱領』『倫理憲章』『行動規範』『倫理規程』を制定の上、法令等遵守を実現するための実践計画である『コンプライアンス・プログラム』を事業年度ごとに見直して法令等遵守に必要な措置を講じる。
- (2) 金庫は、コンプライアンス委員会において金庫の法令等遵守状況を把握して定期的に理事会・監事会へ報告する。
- (3) 金庫は、業務部門から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を理事会へ報告する。
- (4) 金庫は、法令上疑義のある行為等について、役職員が直接情報提供を行なう手段として、「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。通報者の匿名性を担保するとともに不利益を被らない仕組みとする。
- (5) 監事は、コンプライアンス態勢に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、代表理事へ改善策の策定を求めることができる。
- (6) 金庫は、社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、健全かつ適切な業務運営を確保するため反社会的勢力とは一切の関係を持たないものとする。
- (7) 金庫は、反社会的勢力の対応について、金庫全体で対応し、顧客および職員の安全を確保する。

2.理事の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 金庫は、理事会および各委員会等において、各事務局を定め、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存・管理する。
- (2) 金庫は、理事を決議者とする稟議事項について、文書等に記録し保存する。
- (3) 理事および監事は、常時、これらの文書を閲覧できる。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 金庫は、「リスク管理・運営方針」および「統合的リスク管理規程」を定め、リスク管理に係る規程を整備し、ALM委員会、オペレーション・リスク管理委員会、コンプライアンス委員会においてリスクカテゴリーごとに管理し、リスク統括部を統括管理部署として統合的リスク管理を行なう。
- (2) 金庫は、リスク管理状況を定期的に理事会に報告する。リスク管理状況を報告することにより、金庫の損失の危険を回避・予防する。
- (3) 理事および職員は、経営に重大な影響を与えるような損失の危険が顕在化した場合には、速やかに各委員会および常務会、理事会へ報告する。

4.理事の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 理事会は、権限分配を含めた効率的な業務遂行を構築し、職務執行の効率化、迅速化を図る。
- (2) 理事会は、「理事会規程」、「代表理事職務権限規程」、「常務会規程」の関係規程に基づき、理事の職務執行に係る権限委譲と責任の明確化を図ると同時に、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限移譲を行なうことにより、理事の職務執行の効率化を図る。

5.監事とその職務執行を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 理事会は、『監事監査基準』、『監事会規程』に基づき監事会事務局として必要な能力を備えた職員を配置する。

6.監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監事会事務局は、監事の指導監督のもとで監事の職務の補助業務に従事し、監事より業務上の必要な命令を受け、その命令に関して理事などからの指揮命令を受けない。
- (2) 金庫は、監事会事務局の人事異動について事前に監事へ報告を行う。

7.理事および職員が監事に報告するための体制

- (1) 理事および職員は、理事会その他の監事が出席を必要と認める機関会議において、担当する職務の執行状況を監事へ報告する。
- (2) 理事および職員は、監事が求める必要な書類については、速やかに監事に提出する。
- (3) 理事および職員は、当金庫に重大な影響を及ぼす事項が判明した時は、これを直ちに監事に報告する。
- (4) 金庫は、内部監査の実施状況を監事へ報告する。
- (5) 金庫は、コンプライアンス・ホットラインによる通報内容を都度、監事へ報告する。
- (6) 金庫は、監事が会議・委員会等へ出席できる体制を確保する。
- (7) 監事は、いつでも、必要に応じて理事および職員に対して報告を求められることができる。

8.監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 金庫は、監事に報告・相談を行なった理事および職員に対し、報告・相談を行なったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

9.監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 金庫は、監事が職務の執行上必要と認める費用または債務について請求した場合、その費用等が監事の職務の執行により生じたものでないと認めた場合を除き、これに応じ、当該費用または債務を処理する。

10.その他監事監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表理事と監事は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努める。
- (2) 金庫は、監事が監査等に必要とする場合、弁護士などの外部専門家を活用することを保証する。
- (3) 金庫は、監事が必要に応じて、監査法人、顧問弁護士等と協議する機会を確保する。

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢



1 コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。

社会的な存在であるおおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、このコンプライアンスを求められているということは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行うろうきんとその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて「会員が行う、経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びを持って共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方に立って、コンプライアンス基本方針と位置づけるものとして、ディスクロージャー誌(本編)P2-3の「ろうきんの理念」や「労働金庫法第1条(目的)・第5条(原則)」「非営利・会員に対する直接奉仕・政治的中立」とともに、役職員が遵守すべき事項等を定めた「倫理憲章」や「倫理規程」を制定しています。

倫理憲章(要旨)

- 1.労働金庫の社会的責任と公共的使命の自覚
- 2.きめ細かい金融等サービスの提供
- 3.法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営
- 4.フェアで透明な事業運営と政治・行政との健全かつ正常な関係の構築
- 5.反社会的勢力の排除
- 6.経営の積極的ディスクロースとコミュニケーションの充実
- 7.倫理重視の姿勢
- 8.難解な倫理問題の積極的な解決
- 9.経営トップの姿勢
- 10.再発防止と厳正処分

2 法令等遵守の態勢

当金庫では、以下の態勢によって法令等遵守の徹底に努めています。

(1) コンプライアンス態勢

- ①コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。また、当プログラムは年度ごとに見直すことにしています。
- ②コンプライアンスに関する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配付しています。
- ③コンプライアンス全般(新規商品等のリーガル・チェックを含む)の状況把握を行い、法令等遵守の風土醸成およびその徹底、また、個人情報保護法および番号法に基づき、当金庫における個人情報および特定個人情報の安全管理態勢の確立を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置しています。

(2) 代表理事の業務執行等に関する法令遵守の体制

当金庫の理事および監事は、労金協会の主催するセミナー、講演会等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しております。

その上で、理事は、理事会の構成員として理事会に参加し、代表理事の業務執行を監督しています。また、監事は、理事会へ出席し、定期的な監査により代表理事の業務執行をチェックしています。

なお、監事監査のチェック項目の代表的なものは以下のとおりです。

・総会および理事会の運営が法令に準拠したものとなっているか。

・決算が法令等に沿って実施されているか。

また、監事監査の実施状況については以下のとおりとなっています。

・期中監査……本部各部・営業店の監査

・期末監査……計算書類等の監査

その他、常勤役員(理事長、専務理事、常務理事、常勤監事)は自らの職務執行について所定の確認書に基づきチェックを行い、その確認書を年1回監事会に提出しています。

(3) 預金、融資等の業務にかかわる法令遵守について

- ①営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監督責任者から法令遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令遵守マインドの醸成に努めています。
- ②理事長の直接的な指揮下に監査部を設置しています。この監査部が各営業店および本部各部に対して行う内部監査と、各営業店および本部各部自らが行う自店検査の二つを柱として、相互牽制が有効に働いているか検証することで、金庫業務の健全性と適切性の確保を図っています。

(4) 反社会的勢力に対する取り組み

「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

(5) マネーローニング、テロ資金供与および拡散金融対策

当金庫は、マネーローニング、テロ資金供与および拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネーローニング、テロ資金供与および拡散金融に係るリスク対策ならびに顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

・リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、担当部門の取引・商品・業務や顧客属性に応じたマネロン等リスクを特定・評価し、当該取引・商品や顧客属性を類型化したうえで、当該リスクへの低減措置を実施しています。

・リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融に係るリスク対策ならびに顧客の受入れに係る方針(抜粋)

●目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融に係るリスク(以下「マネロン等リスク」という。)を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

●態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。

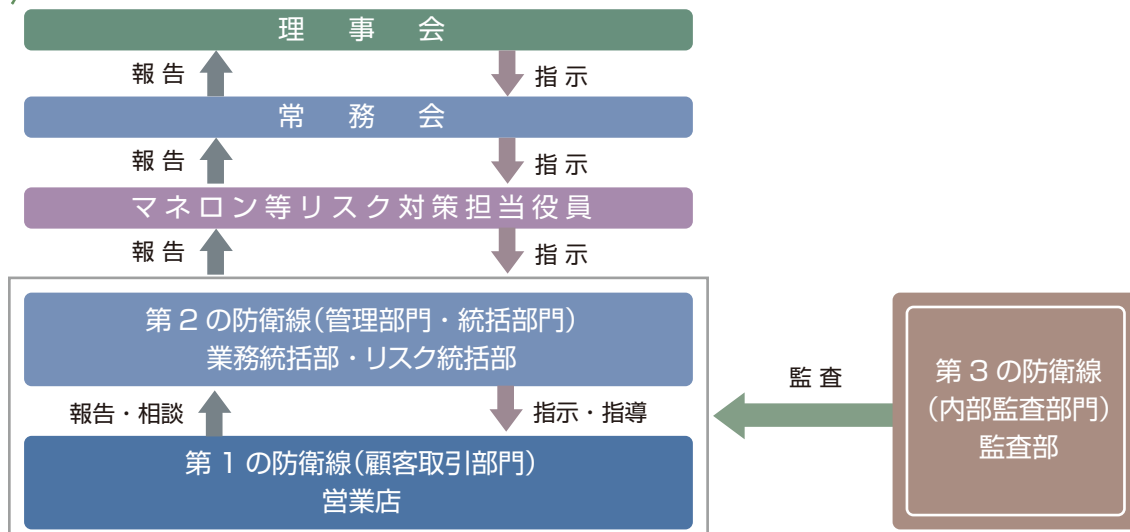
そのため代表理事はマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。

●経営陣の認識

常務会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「リスク評価書」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。



マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制



沖縄ろうきんのコンプライアンス運営体制



●コンプライアンス委員会

コンプライアンス統括責任者(理事長)を委員長、専務理事および常務理事を副委員長として、本部各部長および金庫外から委嘱した委員によって構成しています。委員会は金庫のコンプライアンス全般の状況を把握し、態勢確立と実効性確保に努め、その結果を理事会・監事会へ報告します。

●コンプライアンス事務局

コンプライアンス実現のための事務局として、コンプライアンス統括部署(リスク統括部)を設置し、コンプライアンス・プログラムとマニュアルの策定、態勢の整備、役職員の教育研修など、金庫全体のコンプライアンス状況を一元管理します。

●コンプライアンス担当者(各部店の長)

各部店には部店長をコンプライアンス担当者として配置しています。コンプライアンス担当者は、コンプライアンス統括部署が行う諸施策の具体化に努めるほか、日常業務における法令等遵守状況をモニタリング(監視)し、定期的にコンプライアンス統括部署に報告します。

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢



苦情等への対応(金融ADR制度[裁判外紛争解決制度]への対応)について

1. 苦情への対応

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、苦情対応に関する内部規則の概要等を、ホームページや店頭備え置き資料等で公表しています。

苦情は、当金庫の営業日(平日9時～17時)に、営業店(電話番号はディスクロージャー誌(本編)P18参照)または「お客様相談デスク」(0120-602-040)にお申し出ください。

お客さまからいただく苦情以外のご意見・ご要望に関しても、貴重なご提案として受け止め、全金庫的な情報の共有化を推進するとともに、その内容を適切に把握したうえで、当金庫が提供する商品やサービスの改善に活かし、お客さまにとって価値のあるものに発展することができるよう努めます。

2. 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に左記「お客様相談デスク」または全国労働金庫協会「ろうきん相談所」(平日9時～17時受付、電話：0120-177-288)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)および、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センターへの利用申込に関する手続きについてご案内いたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の沖縄県内にお住まいのお客さまにもご利用いただけます。

◎ 顧客保護等管理に関する基本的な考え方

顧客保護等管理とは、「お客様に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保」、「相談・苦情等の適切な処理」、「顧客情報の適切な管理」、「外部委託業務の的確性の確保」、「お客様の利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理が適切に行われることの確保」等を達成するために必要な管理のことをさします。これらの管理を確実に実践することは、業務の健全性や適切性を確保する観点から極めて重要です。

当金庫では、顧客保護等管理を行うにあたっての基本方針を定め、内部規程・組織体制を整備するとともに、顧客保護等の重要性を全職員へ周知・徹底するなど、お客様の保護ならびに利便性の向上、お客様の金融に関する正当な利益の確保に努めています。

お客様保護等に係わる管理方針(抜粋)

沖縄県労働金庫は、労働金庫法その他の法令等を厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実・公正に事業を運営し、お客様の資産・情報およびその他の利益の保護や利便性の向上のために、お客様の視点から業務の検証・改善を継続的に行い、顧客保護等管理に取り組みます。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています(<https://www.okinawa-rokin.or.jp/>)。

利益相反管理方針(抜粋)

沖縄県労働金庫は、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最適な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取り組みます。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています(<https://www.okinawa-rokin.or.jp/>)。

◎ 金融商品に関する勧誘方針

当金庫では、お客さまが安心して金融商品をご購入いただけるよう、金融商品の勧誘・販売に関して次のような方針を定め、適切な勧誘を行っています。

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の4項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

- 1 お客さまのご意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- 2 お客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- 3 お客さまにとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- 4 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています(<https://www.okinawa-rokin.or.jp/>)。

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

◎ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫では、社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団等を始めとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、基本方針を定め取り組んでいます。

反社会的勢力に対する基本方針

わたしたち沖縄県労働金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- 1 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- 2 反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全職員に周知徹底します。
- 3 反社会的勢力とは、取引関係も含めて、一切関係をもちません。
- 4 反社会的勢力に対して、資金提供・裏取引および不適切な便宜供与等は絶対に行いません。
- 5 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
- 6 反社会的勢力による不当要求に対処するため、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています(<https://www.okinawa-rokin.or.jp/>)。

◎ 保険募集指針

当金庫では、住宅ローンをご利用のお客様向けに、ろうきん住宅ローン総合保険(以下「保険」と記載します)の損害保険募集業務を行っています。保険募集に際しては、各種法令や内部規程等を遵守し、お客様のご意向と実状に応じた適正な販売等に努めています。また、お客様への商品説明等においては、販売・勧誘形態に応じてお客様本位の方法で行う等の創意工夫に努めています。

保険募集指針(抜粋)

- 保険募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。
- 商品に関するお客様の知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実状に応じた保険募集に努めます。
- お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。
- お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています(<https://www.okinawa-rokin.or.jp/>)。

◎ 共済募集指針

当金庫では、全国労働者共済生活協同組合連合会(以下「こくみん共済 coop」といいます)の募集代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および「住まいる共済」(以下「共済」と記載します)の募集業務を行っています。共済募集に際しては、各種法令や内部規程等を遵守し、お客様のご意向と実状に応じた適正な募集に努めています。

募集指針(抜粋)

- 共済募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な募集等に努めます。
- こくみん共済 coopの募集代理店として、こくみん共済 coopの会員である都道府県労済の組合員の皆さまの共済契約締結の媒介を行います。
- 商品に関するお客様の知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実状に応じた共済募集に努めます。
- お客様への商品説明等については、募集・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。
- お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています(<https://www.okinawa-rokin.or.jp/>)。

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

◎ 個人情報保護に関する基本的な考え方

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客さまの個人情報保護に努めています。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

沖縄県労働金庫(以下「当金庫」という。)は、お客様からお預かりした大切な個人情報(お客様の個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報(以下、総称して「特定個人情報等」といいます。))も含みます。))を取扱うにあたり、その保護が当金庫の事業活動の基本であるとともに社会的責務であると考えております。

当金庫では、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。))をはじめとする関係法令等に基づき、個人情報の取扱いに関する方針を以下のとおり定め、個人情報を適切に利用するとともにその安全管理に努めてまいります。

1. 当金庫の名称・住所・代表者の氏名

沖縄県労働金庫 〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 1 番地 9
理事長 東盛 政行

2. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

3. 個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。なお、特定個人情報等については、番号法等法令で認められている利用目的の範囲内で利用します。
- (2) 当金庫は、お客様が所属する労働組合等(会員団体)との間で、お客様の個人情報(特定個人情報等を除きます)を共用させていただいております。
- (3) 当金庫は、お客様によりよいサービスを提供するため、個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。なお、特定個人情報等については、番号法等法令で提供が認められる場合を除き、第三者へ提供いたしません。

4. 安全管理措置について

当金庫は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、個人データを取扱う従業者や委託先(再委託先等を含みます)に対して、必要かつ適切な監督を行います。当金庫が実施する個人データの安全管理措置の主な内容は以下のとおりです。

(個人情報保護指針の策定)

・ 個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等について本指針(プライバシーポリシー(個人情報保護指針))を策定しています。

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

・ 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について個人情報関連規程等を策定しています。

(組織的安全管理措置)

・ 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取扱う従業者および当該従業者が取扱う個人データの範囲を明確化し、個人情報保護法や個人情報関連規程等に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。
・ 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。

(人的安全管理措置)

・ 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修等を実施しています。
・ 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(物理的安全管理措置)

・ 個人データを取扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
・ 個人データを取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止する措置を実施しています。

(技術的安全管理措置)

・ アクセス制御を実施して、担当者および取扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
・ 個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

◎個人情報保護に関する基本的な考え方

5.個人情報の開示・訂正・利用停止等について

当金庫では、お客様からご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止等の依頼があった場合、所定の手続きに基づき適切に対応いたします。

6.個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、お客様の個人情報に適正に取扱われるよう、全職員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検するとともに、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

7.個人情報保護に関する法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守して、お客様の個人情報を取扱いいたします。

8.個人情報保護に関する質問および苦情処理窓口

お客様の個人情報に関するご質問や苦情等につきましては、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

【沖縄県労働金庫 リスク統括部】 ☎ 0120-131-490 E-mail:risk_toukatsu@okinawa-rokin.or.jp

◎金融円滑化に関する取り組み

当金庫は、勤労者のための金融機関として、勤労者福祉の向上のために金融円滑化に努めてまいりました。2009年12月に施行された「金融円滑化法」は、2013年3月31日に期限を迎えましたが、当金庫は、金融円滑化法の期限到来後も、引き続き貸付条件の変更や円滑な資金供給に努め、福祉金融機関としての役割を果たしてまいります。

金融円滑化管理方針(抜粋)

- 融資のご利用者から返済計画の見直しにかかる相談があった場合には、きめ細かく協議を行います。
- 住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対しては、当該住宅資金借入者の財産および収入の状況のみならず家計全体に目配りを行い、支出面の改善も勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めます。
- 貸付条件の変更等について、他の金融機関、沖縄振興開発金融公庫、信用保証機関等が関係している場合には、個人情報保護法等に配慮しつつ、当該機関と緊密な連携を図って対応いたします。

※本方針は、沖縄ろうきんホームページに掲載しています(<https://www.okinawa-rokin.or.jp/>)。

◎金融犯罪被害防止に向けた取り組み

金融犯罪による被害を未然に防止するため、以下の対策を行っています。

また、当金庫は、金融犯罪による被害発生防止ならびに被害者救済に今後とも取り組んでまいります。

○盗難・偽造キャッシュカードによる不正な払戻しへの対応

- ・ICカード(磁気ストライプ併用)の導入
- ・不審取引検知システム等によるモニタリングの実施
- ・ATM画面へ覗き見防止フィルムの貼付および後方確認ミラーの設置
- ・類推されやすい暗証番号の危険性に関するご案内

○インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しの未然防止対応

- ・ワンタイムパスワードの導入(振込等のお取り引きには「ワンタイムパスワード」が必要になります。)
- ・パスワードの不正取得を防止する「ソフトウェアキーボード」の導入
- ・普段と異なる状況で利用された場合、「合言葉(事前にご登録いただいた質問に対する回答)」による追加認証の実施
- ・ネットムーブ社のセキュリティソフト「SaAT:Netizen」の無料提供
- ・パスワードの不正発行を防止する「電話番号認証」の導入

○振り込め詐欺等への対応

- ・ATM画面操作における注意喚起メッセージの表示、ATMコーナーへのポスター掲示、職員による声掛けの実施
- ・当金庫ホームページにおいて、振り込め詐欺の被害防止に関する注意点をご案内するとともに、振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口を設置。
- ・高齢者を対象とした還付金詐欺、振り込め詐欺等の被害防止対策として、ATMでの振込制限を実施(ATM利用による振込の際、70歳以上かつ過去1年以上ATMお振込の実績がないお客さまを対象)。

リスク管理の態勢

基本方針

リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会(その他機関会議)により制定された「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

統合的リスク管理の取り組み

当金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで、金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

管理状況については、定期的にALM委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように努めています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

各種リスクの取り組み

1. 信用リスク

与信先(貸出先等)やデリバティブ取引の相手方の信用状態悪化による債務不履行リスク(貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク)が、いわゆる「信用リスク」です。

当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理するなどの対策をとっています。

有価証券等、信用リスクを有するその他の資産については、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事象変化についても追跡のうえ管理しています。

2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動によって、資産・負債の価値が変動して損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動して損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、金利リスクおよび債券、株式相場の変動によって資産価値が上下する価格変動リスク、為替リスクについて、的確に把握しコントロールするよう努めています。

以上の市場リスクの管理は、後に説明します流動性リスクの管理も含めて、ALM(Asset Liability Management : 資産負債総合管理)の中で行っています。当金庫のALMは、次のような体制で行われています。

【ALM委員会の構成】

- 委員長…理事長
- 委員…専務理事、常務理事および本部の各部長

【ALM委員会の目的】

経営環境の変化に伴い発生する金利リスク、流動性リスクなど諸々のリスクを管理し、資金調達、運用の迅速化、最適化および収益の適正化をはかるべく、金庫の資産・負債を総合的に管理することを目的としています。

3. 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされたり、保有している金融商品の流動性が低いため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るいわゆる資金繰りリスクが「流動性リスク」です。

当金庫では、こうした資金繰りリスクを、経営統括部において一元的に管理しています。また、前述したALM委員会において、定期的に支払準備資産の状況を検証するなど、管理の強化に努めています。

4. オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象によって損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

(1) 事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠り、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

事務処理に係る手順、権限、管理方法などの厳正化に加えて、事務の正確性やタイムリーに行われているかどうかをチェックする内部監査を強化しています。具体的には、監査部による内部監査と各部店による定期的な自店検査を実施しています。また、リスク統括部を事務リスクの統括管理部署として定め、事務リスクを極小化する取り組みを行っています。さらに、顕在化した事務リスクの改善や内在(潜伏)する事務リスク軽減に向けた組織横断的な取り組み機関として、オペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、預金役席者会議等や研修によって事務処理の習熟をはかる等、事務過誤の発生防止に努めています。

当金庫のオペレーショナル・リスク管理は、次のような体制で行われています。

【オペレーショナル・リスク管理委員会の構成】

- 委員長…理事長
- 委員…専務理事、常務理事および本部の関係部長

【オペレーショナル・リスク管理委員会の目的】

「リスク管理・運営方針」および「統合的リスク管理規程」、「オペレーショナル・リスク管理要領」にもとづき、オペレーショナル・リスクを管理し、リスクの未然防止と再発防止に努め、オペレーショナル・リスクを極小化することを目的としています。

リスク管理の態勢

(2) システムリスク

当金庫は、多様な事務処理やリスク管理において、オンラインシステムなどの様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータシステムの停止、誤作動など、システムの不備等により当金庫が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

当金庫のオンラインシステムの運用・管理は、全国のろうきんが業務委託する労金連総合事務センターが行っています。同センターでは、十分な地震対策を施すとともに、仮に大規模災害等により機能が停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築するなど、安全対策を講じています。

また、当金庫では各種手続規程の整備により障害の未然防止に努めるとともに、トラブル発生に備えて「コンティンジェンシープラン」等を整備しています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うための CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

(3) 法務リスク

取引の法律関係が確定的でないことや、法令・ルール等の遵守状況が十分でないことなどによって損失を被るリスクが「法務リスク」です。当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

(4) 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正感やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の差別的行為によって職員の成長および労働意欲が阻害され損失を被るリスクが「人的リスク」です。当金庫で

は、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および能力等級制度・役割等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、差別的行為等を防止する取り組みとして相談窓口の常設やポスターの掲示を行っています。

(5) 有形資産リスク

自然災害やその他の事象によって生じる有形資産の損害や、時価の下落に伴う減損等によって損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

(6) 風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

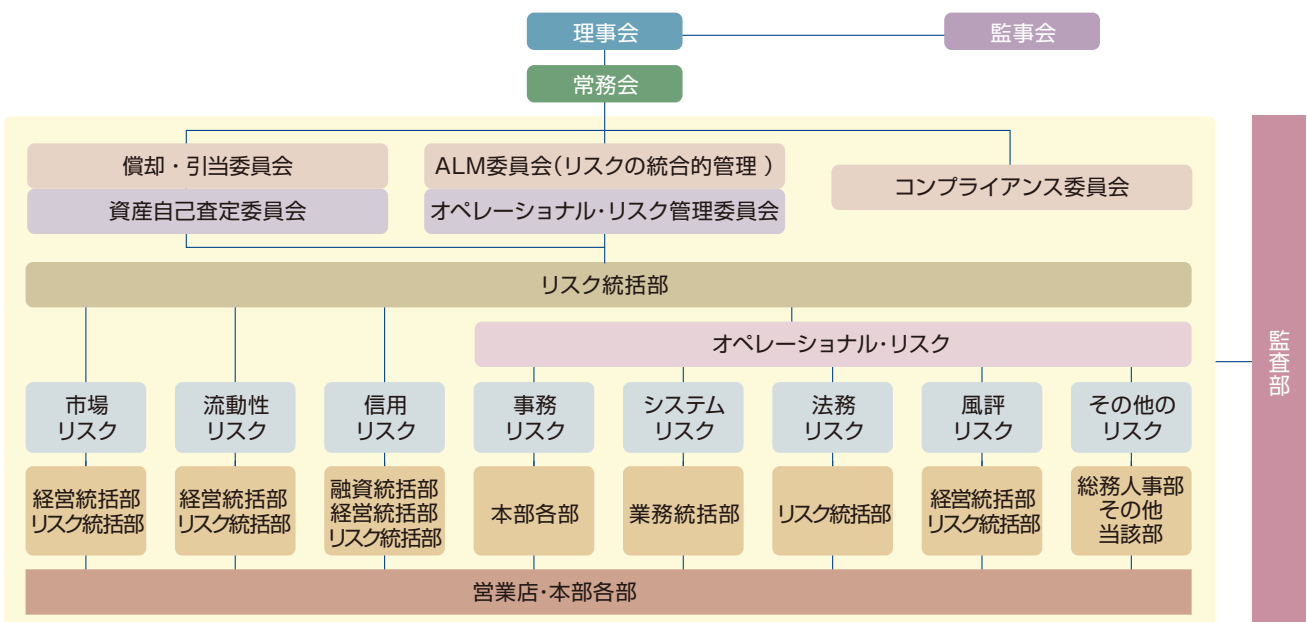
危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータシステムの障害、感染症や風評被害等の危機発生時に対する基本的な方針として「コンティンジェンシープラン」を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう「緊急時営業店業務継続マニュアル」を制定しています。

また、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的実施するなど、体制の強化に努めています。

◎リスク管理体制図



預金・ローンのご案内

◎預金のご案内

(2024年6月30日現在)

商品名		お預け入れ期間	お預け入れ金額	内容
総合口座	普通預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	出し入れが自由で、おサイフ代わりに使える便利な預金です。公共料金や返済金等の自動振替も簡単な手続きでご利用になれます。1カ月間の入出の合計等を印字する「家計簿集計サービス」の機能があります(お申込みが必要です)。
	定期預金	各種預金に準じます。		定期預金またはエース預金残高の90%以内、最高300万円まで自動融資が利用でき、イザという時にも安心です。 ※エース預金を総合口座の対象とする場合は、別途エース預金通帳を発行させていただきます。
	エース預金			
普通預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	給与振込、年金等の受取り口座としてご利用になれます。 家計口座として公共料金の自動支払いに便利です。	
普通預金無利息型 [決済用預金]	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	預金保険制度による全額保護対象のお利息のつかない預金です。 普通預金と同じ機能・サービスがご利用になれます。	
貯蓄預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	普通預金の便利さと定期預金の有利さを兼ね備えた預金で、残高に応じて金利が段階的にアップします。 貯蓄預金カードで入金や残高照会ができます。	
当座預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	代金決済に安全で便利な小切手利用のための預金です。	
通知預金	7日間以上	1円以上	まとまった資金を短い期間でも有利に運用できる預金です。 お引き出しの場合は、2日前までにご通知ください。	
定期預金	自由金利型定期預金 [大口定期]	1カ月以上 10年以内	1,000万円以上	1,000万円以上のまとまった資金を最大限に活かします。
	スーパー定期預金	1カ月以上 10年以内	1円以上 1,000万円未満	まとまった資金を効率よく運用するのに最適です。
	ワイド定期預金	最長3年 (うち据置期間1年)	1円以上 300万円未満	1年複利の定期預金です。
	変動金利定期預金	1年・2年・3年	1円以上	6カ月ごとに金利が変動する定期預金です。
財形預金	一般財形	3年以上	1,000円以上 1,000円単位	給料やボーナスからの天引き預金で、多目的な資金づくりに便利です。 必要に応じて一部払戻しができます。
	財形年金	5年以上 据置期間6カ月以上~5年以内 受取期間5年以上~20年以内	1,000円以上 1,000円単位	退職後に備えた資金づくりに最適な天引き預金です。 財形住宅とあわせて貯蓄残高550万円までお利息に税金がかかりません。
	財形住宅	5年以上 住宅取得の際は5年未満 でも引き出し可能	1,000円以上 1,000円単位	マイホームの新築・購入や増改築の資金を目的に積立てる預金です。 財形年金とあわせて貯蓄残高550万円までお利息に税金がかかりません。
エース預金	エース預金 「エンドレス型」	期間の定めはありません	1円以上	満期日を定めないエンドレス型の積立です。 積立を継続しながら、積立金の全部または一部払い戻しができます。
	エース預金 「確定日型」	3年以上	1円以上	あらかじめ目標日(満期日)を設定して積立てる預金です。 積立終了後、目標日(満期日)以降に一括して払い戻すことができます。
	エース預金 「年金型」	3年以上	1円以上	あらかじめ積立終了日、年金支払開始日、年金支払期間を設定して積立てる預金です。積立終了後、年金方式でお受取りになれます。

預金・ローンのご案内

◎ローンのご案内

(2024年6月30日現在)

商品名	担保	金利種類	ご返済期間	ご融資限度額	特長
住宅ローン	有担保	変動金利 全期間 固定金利型	3年以上40年以内	1億円	・住宅の新築、購入、リフォーム費用、また、他金融機関住宅ローンの借換等、住宅関連資金全般にご利用いただけます。
ろうきんリバース モーゲージローン	有担保	固定金利	相続開始まで	5,000万円	・58歳以上の方が対象となるローン。住宅ローン等の借換費用、リフォーム費用、医療費、生活資金などにご利用いただけます。
有担保フリーローン	有担保	変動金利 固定金利	3年以上40年以内	2,000万円	・教育費用、自動車・耐久消費財購入費用、医療費、他金融機関のフリーローンの借換費用など生活に必要な資金にご利用いただけます。
マイプラン	無担保	変動金利	1年毎に自動更新	500万円	・物品購入や家具購入などお使いみち自由なカードローン(事業性資金を除く)。限度額の範囲内でいつでも繰り返しご利用いただけます。
無担保フリーローン	無担保	変動金利	10年以内	500万円	・旅行、趣味、結婚、葬儀、物品購入や家具購入などの暮らしに必要な資金にご利用いただけます。
教育ローン	無担保	変動金利	20年以内	2,000万円	・各種教育施設への入学費や授業料をはじめとした教育関連資金にご利用いただけます。 ・元金返済据置制度のご利用も可能です。
教育ローン (カード型)	無担保	変動金利	カード利用期間 含め20年以内	2,000万円	・各種教育施設への入学費や授業料をはじめとした教育関連資金にご利用いただけます。 ・在学期間中は「カードローンお借入枠」を設定し、お借入枠の範囲内で繰り返しご利用が可能です。
教育ローン奨学金 借換専用「kukuru」	無担保	固定金利	20年以内	1,000万円	・奨学金の借換資金にご利用いただけます。
自動車ローン	無担保	変動金利	10年以内	1,000万円	・車・バイクの購入、車検、他社の自動車ローンの借換等、お車に関するあらゆる資金にご利用いただけます。
無担保住宅ローン	無担保	変動金利	25年以内	2,000万円	・住宅の新築、購入、リフォーム費用等、住宅関連資金全般にご利用いただけます。住宅ローンとは異なり、無担保のため抵当権設定登記費用は不要となります。
福祉ローン	無担保	固定金利	10年以内	500万円 (育児費用、育児・介護休業 取得中の生活費については 各100万円)	・医療費、介護費、育児費用、災害復旧に必要な費用、また、育児・介護休業中の生活費等にご利用いただけます。
ろうきん年金ローン	無担保	固定金利	5年以内	当該年金受給者の 年間受給額あるいは 200万円のいずれか 低い金額	・公的年金の受給口座をろうきんに指定している方が対象の低利なローン。暮らしのさまざまな生活資金にご利用いただけます。
妊活サポートローン 「Hug-kumi(はぐくみ)」 (カードローン)	無担保	変動金利	1年毎に自動更新 (貸出期間は 契約後5年間)	500万円	・不妊治療および不育症に関連する資金全般にご利用いただけるカードローン。貸出期間中は、限度額の範囲内でいつでも繰り返しご利用いただけます。
自然災害復旧ローン	無担保	固定金利	10年以内	500万円	・自然災害または大規模な火災により、被害を受けた住宅の復旧・建替えまたは災害復旧に係る生活資金等にご利用いただけます。
求職者支援資金融資	無担保	固定金利	融資額50万円未満 は5年以内 融資額50万円以上 は10年以内	被扶養者の有無 により異なります。	・職業訓練期間中の生活費として、ハローワークでの受付を基にご利用いただけます。 ※ハローワークによる受付・要件認定が必要です。
技能者育成資金融資	無担保	固定金利	元金据置期間 経過後10年以内	訓練課程・訓練期間 により異なります。	・職業能力開発総合大学校や公共職業能力開発施設での受付・要件認定によりご利用いただけます。訓練期間中は、元金据置です。
教育訓練受講者支援 資金融資	無担保	固定金利	元金据置期間 経過後10年以内	訓練期間により 異なります。	・教育訓練受講中の生活費として、ハローワークでの受付を基にご利用いただけます。 ※ハローワークによる受付・要件認定が必要です。
NPO事業 サポートローン	無担保	変動金利	5年以内 (運転資金および 手形貸付は1年以内)	500万円	・特定非営利活動(NPO)法人で、3年以上の活動実績があり、県内に主たる事務所を有する法人格認証団体が対象となります。
	有担保		10年以内 (運転資金および 手形貸付は1年以内)	物件評価額の80% 以内かつ5,000万円 まで	・NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業およびその他の事業に必要な「運転資金」や「設備資金」にご利用いただけます。

各種サービス業務

(2024年6月30日現在)

キャッシュサービス

- 当金庫のキャッシュカード、ローンカード(以下「ろうきんカード」)なら全国のろうきん自動機で、平日はもちろん土日・祝日もお引出し手数料が無料です。
- MICS加盟の各金融機関(都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・信託・JA)において、ろうきんカードで現金のお引出しができます。なお、残高照会につきましては、どの金融機関でもご利用も手数料無料です。
- コザ信金との業務提携により相互の自動機から無料時間帯は手数料なしでお引出しができます。また、ご入金はいつでも手数料無料です。詳しい無料時間帯についてはディスクロージャー誌(本編)のろうきんATMのご利用案内をご覧ください。
- 全国のゆうちょ銀行・セブン銀行の自動機でろうきんカードによるお引出し・ご入金・残高照会ができます。また、ご入金は手数料が無料です。
- 業務提携により、イオン銀行・イーネット(ファミリーマートATM)・ローソン銀行(ローソンATM)の自動機にてお引出し・ご入金・残高照会がいつでも手数料無料でご利用いただけます。取り扱い時間についてはディスクロージャー誌(本編)のろうきんATMのご利用案内をご覧ください。

他行自動機利用手数料キャッシュバックサービス

ろうきんカードで、ゆうちょ銀行・セブン銀行を利用してお引出しされた場合にかかる所定の利用手数料を、当金庫が負担してお客さまのご利用口座にお戻りするサービスです。

概要	
対象となるお客さま	ろうきんのカードをお持ちのお客さま
対象となる自動機	ゆうちょ銀行、セブン銀行
対象となる口座(お取引)	ろうきんカードによるお引出し・当座貸越取引 ①キャッシュカード/普通預金・貯蓄預金 ②ローンカード/マイプラン・ミニット・Qカード(みらい)・教育カードローン、はぐくみ
対象金額	1回あたり110円 ※1回あたり110円を超えるお引出し手数料はお客さまのご負担となります。 例:平日18時以降のお取引でお引出し手数料が220円の場合、110円はお客さまのご負担となります。
対象回数	回数制限なし
キャッシュバック時期	お引出し後、即時(出金直後)に、お客さまのご利用口座へキャッシュバックいたします。

デビットカードサービス

「J-Debit」加盟店でのお買い物やサービス代金のお支払い時に、ろうきんキャッシュカードを利用して口座からその代金を即時に引落とすことができるサービスです。手数料もかからず大変便利です。

ろうきんUC(マスター・VISA)カード

国内・海外のUC、マスター、VISAの加盟店で、ショッピング等のお支払い時にご利用いただけます。

ネット口座振替受付サービス

口座振替のお申込が、口座振替依頼書のご記入・お届出印なしでインターネットから行えるサービスです。
※ご利用いただける収納機関は当金庫ホームページからご確認ください。

自動支払いサービス

公共料金(電気・電話・水道・ガス・新聞・NHK等)のお支払いをはじめ、各種税金、保険料、ろうきんローン返済金、クレジットカードのご利用代金などを口座から自動的にお支払いいただけます。

自動送金サービス

あらかじめ送金先、送金日、送金金額を指定、ご登録いただくと、ろうきん普通預金口座からご指定内容の送金が自動的に行えます。ご家族への仕送りをはじめ、家賃や駐車場代のお振込など、毎回定額のお振込をなさる場合には大変便利なサービスです。

代理業務サービス

沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構などの代理業務を行っています。

Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス

当金庫のキャッシュカードを使用して、口座振替依頼書のご記入・お届出印なしで口座振替のお申込ができるサービスです。Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスのマークと労働金庫の表示がある収納機関の窓口等でお申出ください。手数料はかかりません。
※ご利用いただける収納機関は当金庫ホームページからご確認ください。

インターネットホームページ

預金・融資商品をはじめ、住宅ローン返済シミュレーション、店舗・自動機案内など、当金庫に関する情報を提供しています。ローンの仮審査申込みやローン相談の来店ご予約をネット上で行うことができ、投資信託の基準価額についても閲覧できます。

- ホームページアドレス

<https://www.okinawa-rokin.or.jp/>

ろうきんダイレクト

●インターネットバンキング(個人向け)

インターネット上の手続きだけで即時に、パソコンやスマートフォン・タブレットから、「振込・振替」、「残高照会」、「入出金明細照会」、「定期預金の口座開設等」、「ローンの随時・全額返済」、「住所変更」、「公共料金自動引落のお申込み」のお取引をご利用いただけます。

また、指定した振込先口座に、一定金額を自動で毎月振込できる「自動振込サービス」をご利用できます。なお、「振込・振替」手数料は、窓口や自動機で行うよりも大変お得です。

●Webお知らせサービス

「残高のお知らせ」などを、書面による郵送に替えてインターネットを経由してご覧いただけるサービスです。時間を気にせず、どこからでもご利用可能で、手数料がかかりません。
※ お勤め先によってはご利用いただけない場合があります。

各種サービス業務

インターネットバンキング(団体向け)

パソコンからインターネットを通じて、「振込・振替」、「残高照会」、「入出金明細照会」等のお取引ができる団体向けのサービスです。さらにサービスタイプを『フルタイプ』でご契約いただくと、一括振込(総合振込・給与振込・口座振替)を行うことが可能です。

ろうきんアプリ

スマートフォンに専用のアプリをダウンロードし、アカウント・ろうきん普通預金口座等を登録することで、そのアプリを通じて「残高照会」、「入出金明細照会」、「ろうきんダイレクトへのログイン」、「住所変更」、「税公金等のお支払い」等のお取引ができるサービスです。

※税公金の種類によってはお支払いいただけない場合があります。

QRコード決済サービス

ろうきん普通預金口座を「PayPay」や「LINEPay」、「Bank Pay」などへ登録することで、登録口座から資金をチャージ(入金)することができます。

ローンプラザ

住宅ローンや教育資金、結婚資金や車購入資金などをはじめとしたローン相談の専門店です。本店営業部 1階「ローンプラザなは」と浦添支店 普天間支店内「ローンプラザうらそえパークレー」、コザ支店 具志川支店内「ローンプラザコザ」、名護支店内「ローンプラザほくぶ」、おもろまち支店内「ローンプラザおもろまち」の5店舗があります。

営業時間	平日	10:00～18:00
	土・日曜	10:00～16:00

※年末年始・祝日・振替日はお休みです。ただし、祝日が土・日にあたる場合は営業します。

※水曜日のみ営業時間は、10:00～15:00となります。

ローンプラザなは	☎ 0120-232-100 FAX.098(861)8157
ローンプラザうらそえパークレー	☎ 0120-928-798 FAX.098(894)3887
ローンプラザコザ	☎ 0120-232-107 FAX.098(937)8282
ローンプラザおもろまち	☎ 0120-029-155 FAX.098(869)5522
ローンプラザほくぶ	☎ 0120-436-566 FAX.0980(53)0342

お客様相談デスク

当金庫の商品・サービス内容など、ご利用に関するお客様のお問い合わせやご相談を受け付けいたします。

お客様相談デスク	☎ 0120-602-040
----------	----------------

※受付時間 平日9:00～17:00 当金庫の休業日(土日・祝日等)は除きます。

確定拠出年金

確定拠出年金は、月々の掛け金とその運用収益の合計額が年金として受け取れる私的年金制度です。当金庫では、企業型は商品提供金融機関として、個人型(iDeCo)は運営管理機関としてお取り扱いしています。

内国為替業務

当金庫では、給与振込業務など国内のお客さまの間での資金の送金(振込)、取立て仲介(代金取立)業務を行っています。

有価証券投資業務

業務上の余裕金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。詳しくはディスクロージャー誌(資料編)の有価証券に関する指標、有価証券の時価情報に掲載しています。

有価証券業務

業務の種類	期間	申込単位	特長・留意点
国債窓口販売業務 個人向け国債	3-5-10年	1万円	国が発行する安全性の高い債券です。満期日の元本の償還や半年ごとの利子のお支払いは国が行います。
投資信託窓口 販売業務		5,000円以上 1,000円単位	多くの投資家から集めた資金をひとつのファンド(基金)としてまとめ、専門の運用会社が株式や債券などに分散投資して運用する商品です。 ※市場価格の変動によっては、お預かりした払込金が元本割れすることもございます。

共済代理業務

こくみん共済coopの代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および住宅ローン完済後等で利用のできる「住まいる共済」の取り扱いを行っています。

損保窓販業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

少額投資非課税制度(愛称：NISA)

当金庫では、非課税口座(NISA口座)の開設を受け付けています。

NISA	年間限度額	運用益の非課税期間
成長投資枠	240万円	無期限
つみたて投資枠	120万円	無期限

※成長投資枠とつみたて投資枠は併用可能です。

その他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っていません。

財務データ



決算の状況

● 貸借対照表

単位：百万円

科 目	2023年度末	2022年度末
(資産の部)		
現 金	3,364	3,506
預 け 金	129,110	118,819
有 価 証 券	16,159	17,306
国 債	5,845	7,082
地 方 債	410	313
社 債	5,853	5,122
投 資 信 託	3,374	4,242
株 式	675	545
外 国 証 券	—	—
貸 出 金	256,979	241,109
手 形 貸 付	282	35
証 書 貸 付	245,492	231,024
当 座 貸 越	11,204	10,048
そ の 他 資 産	2,608	2,486
未 決 済 為 替 貸	0	4
労 働 金 庫 連 合 会 出 資 金	1,800	1,800
前 払 費 用	8	8
未 収 収 益	635	588
そ の 他 の 資 産	163	85
有 形 固 定 資 産	2,701	2,702
建 物	1,623	1,459
土 地	866	866
建 設 仮 勘 定	2	244
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	209	132
無 形 固 定 資 産	6	6
ソ フ ト ウ ェ ア	6	6
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	—	—
前 払 年 金 費 用	127	91
繰 延 税 金 資 産	287	194
債 務 保 証 見 返	0	0
貸 倒 引 当 金	△0	△1
(うち個別貸倒引当金)	(△0)	(△1)
資 産 の 部 合 計	411,344	386,221

科 目	2023年度末	2022年度末
(負債の部)		
預 金 積 金	327,040	314,628
当 座 預 金	1	43
普 通 預 金	116,382	112,480
貯 蓄 預 金	2,196	2,327
通 知 預 金	10	10
別 段 預 金	37	27
定 期 預 金	208,412	199,740
譲 渡 性 預 金	6,200	2,400
借 用 金	59,000	51,000
借 入 金	59,000	46,000
当 座 借 越	—	5,000
そ の 他 負 債	772	710
未 決 済 為 替 借	1	6
未 払 費 用	173	164
未 払 法 人 税 等	133	199
前 受 収 益	4	4
資 産 除 去 債 務	41	39
そ の 他 の 負 債	419	296
賞 与 引 当 金	102	96
退 職 給 付 引 当 金	701	702
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	15	55
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	4	3
繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	0	0
負 債 の 部 合 計	393,838	369,597
(純資産の部)		
出 資 金	950	950
普 通 出 資 金	950	950
利 益 剰 余 金	16,477	15,711
利 益 準 備 金	950	950
そ の 他 利 益 剰 余 金	15,527	14,761
特 別 積 立 金	14,360	13,760
(特 別 積 立 金)	(2,100)	(2,100)
(金 利 変 動 等 準 備 積 立 金)	(3,310)	(3,110)
(機 械 化 積 立 金)	(3,310)	(3,110)
(配 当 準 備 積 立 金)	(250)	(250)
(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	(3,310)	(3,110)
(店 舗 建 設 準 備 積 立 金)	(2,080)	(2,080)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,001	1,001
処 分 未 済 持 分	△4	△0
会 員 勘 定 合 計	17,423	16,660
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	82	△36
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	82	△36
純 資 産 の 部 合 計	17,506	16,623
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	411,344	386,221

(貸借対照表注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理要領に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	15年～50年
そ の 他	4年～20年

財務データ

4. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、正常先、その他要注意先及び要管理先に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 収益の計上方法

役員取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等のうち、20万円以上の場合は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

13. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 2,313,359千円

有形固定資産の圧縮記帳額 一千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額87,996千円を含めております。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

130,295千円

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

一千円

16. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は240,604千円、危険債権額は423,608千円です。

なお、債権は、貸借対照表の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により經

財務データ

営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

17. 三月以上延滞債権額

債権のうち、三月以上延滞債権額は20,485千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

18. 貸出条件緩和債権額

債権のうち、貸出条件緩和債権額はございません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

19. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、684,697千円です。

なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

20. 担保に供している資産

為替決済、当座貸越契約の担保として、定期預け金77,124,100千円を差し入れております。

21. 出資1口当たりの純資産額

18,507円30銭

22. 目的積立金

目的積立金は特別積立金を含めて記載しております。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資統括部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会、常務会及びALM委員会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会及びALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会及びALM委員会に定期的に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALMに関する方針に基づき、理事会及びALM委員会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営統括部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほ

財務データ

か、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」及び「譲渡性預金」であります。

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(預金・貸出金については、保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年(250日または240日)、その他の金融資産・金融負債については、保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年(250日または240日))により算出しており、令和6年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,199,679千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	129,110,586	129,409,813	299,227
(2) 有価証券	16,124,992	16,124,992	—
その他有価証券	16,124,992	16,124,992	—
(3) 貸出金	256,979,975		
貸倒引当金(*1)	△541		
	256,979,434	259,680,119	2,700,685
金融資産計	402,215,012	405,214,925	2,999,912
(1) 預金積金	327,040,398	327,015,240	25,157
(2) 譲渡性預金	6,200,000	6,139,552	60,447
(3) 借入金	59,000,000	58,448,394	551,605
金融負債計	392,240,398	391,603,187	637,211

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.項から27.項に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の

財務データ

合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	34,650
労働金庫連合会出資金(*2)	1,800,000
組合出資金	-
合 計	1,834,650

(*1)非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)労働金庫連合会出資金については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 け 金	37,454,786	87,155,800	0	4,500,000
有 価 証 券	0	900,000	3,000,000	6,400,000
その他有価証券のうち満期があるもの	0	900,000	3,000,000	6,400,000
貸出金(*1)	16,682,800	48,875,696	50,150,732	140,524,456
合 計	54,137,586	136,931,496	53,150,732	151,424,456

(*1)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	264,838,185	61,717,037	485,175	-
譲 渡 性 預 金	5,500,000	-	700,000	-
借 入 金	19,000,000	40,000,000	-	-
合 計	289,338,185	101,717,037	1,185,175	-

(*1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- (1) 売買目的有価証券
該当ありません。
 (2) 満期保有目的の債券
該当ありません。
 (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当ありません。
 (4) その他有価証券

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	564,692	342,353	222,339
	債 券	6,192,073	5,949,941	242,131
	国 債	3,848,670	3,649,947	198,722
	地 方 債	410,470	399,994	10,475
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	1,932,933	1,900,000	32,933
	そ の 他	1,431,888	1,264,091	167,797
	小 計	8,188,654	7,556,386	632,268
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	75,847	92,894	△17,046
	債 券	5,917,490	6,172,722	△255,232
	国 債	1,996,970	2,173,101	△176,131
	地 方 債	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	3,920,520	3,999,620	△79,100
	そ の 他	1,943,000	2,189,778	△246,777
	小 計	7,936,337	8,455,394	△519,056
合 計	16,124,992	16,011,780	113,211	

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

財務データ

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	20,328	2,112	-
債 券	100,000	-	-
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	100,000	-	-
そ の 他	136,339	36,928	△1,086
合 計	256,667	39,041	△1,086

28. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、30,086,083千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)は15,535,723千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半期毎に)予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち14,550,360千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	189,469千円
固定資産減価償却	109,275
賞与引当金	27,665
その他	239,078
繰延税金資産小計	565,488
評価性引当額	△204,816
繰延税金資産合計	360,672
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	30,567
前払年金費用	34,323
その他	8,433
繰延税金負債合計	73,324
繰延税金資産の純額	287,347千円

財務データ

● 損益計算書

単位:百万円

科 目	2023年度	2022年度
経 常 収 益	4,903	4,665
資 金 運 用 収 益	3,995	3,754
貸 出 金 利 息	3,188	3,011
預 け 金 利 息	392	317
有 価 証 券 利 息 配 当 金	267	276
そ の 他 の 受 入 利 息	147	149
役 務 取 引 等 収 益	564	642
受 入 為 替 手 数 料	42	40
そ の 他 の 役 務 収 益	522	602
そ の 他 業 務 収 益	249	185
外 国 為 替 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	0	—
そ の 他 の 業 務 収 益	248	185
そ の 他 経 常 収 益	93	82
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	0	0
株 式 等 売 却 益	38	—
そ の 他 の 経 常 収 益	53	81
経 常 費 用	4,003	3,708
資 金 調 達 費 用	167	147
預 金 利 息	146	146
譲 渡 性 預 金 利 息	0	0
借 用 金 利 息	20	1
役 務 取 引 等 費 用	834	740
支 払 為 替 手 数 料	205	192
そ の 他 の 役 務 費 用	628	548
そ の 他 業 務 費 用	192	154
国 債 等 債 券 売 却 損	1	—
国 債 等 債 券 償 還 損	190	152
そ の 他 の 業 務 費 用	0	1
経 常 費 用	2,792	2,661
人 件 費	1,536	1,504
物 件 費	1,137	1,047
税 金	118	109
そ の 他 経 常 費 用	16	4
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
そ の 他 資 産 償 却	5	1
退 職 手 当 金	3	0
そ の 他 の 経 常 費 用	8	3
経 常 利 益	900	956
特 別 利 益	0	—
固 定 資 産 処 分 益	0	—
退 職 給 付 制 度 終 了 益	—	—
特 別 損 失	0	0
固 定 資 産 処 分 損	0	0
減 損 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	900	955
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	161	226
法 人 税 等 調 整 額	△137	2
法 人 税 等 合 計	24	229
当 期 純 利 益	876	726
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	291	274
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,167	1,001

(損益計算書注記)

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益金額923円85銭

3. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

財務データ

● 剰余金処分計算書

単位:百万円

科 目	2023年度 (総会承認日 2024年6月24日)	2022年度 (総会承認日 2023年6月26日)
当期末処分剰余金	1,167	1,001
(前期繰越金)	(291)	(274)
(当期純利益)	(876)	(726)
積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	800	710
利益準備金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	110	110
特別積立金	690	600
(金利変動等準備積立金)	(230)	(200)
(機械化積立金)	(230)	(200)
(経営基盤強化積立金)	(230)	(200)
(特別積立金)	—	—
繰越金(当期末残高)	367	291

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2024年5月23日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人(EY新日本有限責任監査法人)の監査を受け、同年5月24日に監事の監査を受けております。

なお、貸借対照表、損益計算書は同年6月24日の総会に報告し、剰余金処分計算書は承認を受けております。

2023年度(令和5年度)における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正・有効性等を確認しております。

2024(令和6)年6月25日

沖縄県労働金庫

理事長

東盛 政行

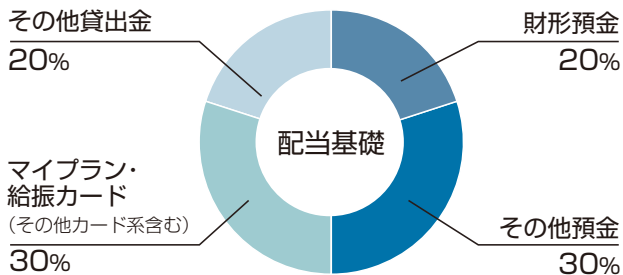
● 利用配当

単位:百万円、%

項 目	2023年度 (総会承認日 2024年6月24日)	2022年度 (総会承認日 2023年6月26日)
利用配当金	110	110
配当負担率	9.42	10.98

(注)

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{利用配当金}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$



財務データ



主な経営指標

● 主要な事業の状況を示す指標

単位:百万円

項目	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度
経常収益	4,903	4,665	4,314	4,047	3,585
経常利益	900	956	783	659	274
当期純利益	876	726	599	477	317
純資産額	17,506	16,623	16,373	16,181	15,758
総資産額	411,344	386,221	345,466	346,609	317,215
預金積金残高	327,040	314,628	312,309	299,408	268,027
貸出金残高	256,979	241,109	221,031	201,170	181,373
有価証券残高	16,159	17,306	21,712	20,760	20,300
出資総額	950	950	950	950	950
出資総口数(口)	950,257	950,257	950,257	950,257	950,233
出資に対する配当金	—	—	—	—	—
職員数(人)	166	163	157	154	150
単体自己資本比率(%)	8.43	8.55	9.20	9.58	10.53

- (注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
 2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

● 主要な業務の状況を示す指標

単位:百万円、%

項目	2023年度	2022年度
業務粗利益	3,616	3,540
業務粗利益率	0.92	0.96
業務純益	817	878
実質業務純益	817	878
コア業務純益	1,008	1,031
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	953	977
資金運用収支	3,828	3,607
役務取引等収支	△269	△98
その他業務収支	57	31
資金運用勘定平均残高	391,505	365,563
資金運用収益(受取利息)	3,995	3,754
資金運用収益増減(△)額	241	256
資金運用利回り	1.02	1.02
資金調達勘定平均残高	380,514	355,094
資金調達費用(支払利息)	167	147
資金調達費用増減(△)額	19	△1
資金調達利回り	0.04	0.04
資金調達原価率	0.77	0.79
資金利率	0.25	0.23
総資産経常利益率	0.22	0.25
総資産当期純利益率	0.21	0.19
総資産業務純益率	0.20	0.23
純資産経常利益率	5.17	5.79
純資産当期純利益率	5.03	4.39
純資産業務純益率	4.69	5.31

- (注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

● 預貸率

単位:%

項目	2023年度	2022年度
預貸率(期末値)	77.11	76.05
預貸率(期中平均値)	75.01	69.80

● 1店舗当たりの預金・貸出金残高

単位:百万円

項目	2023年度	2022年度
預金残高(平残)	27,545	27,551
貸出金残高(平残)	20,663	19,232

- (注) 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

● 常勤役職員1人当たりの預金・貸出金残高

単位:百万円

項目	2023年度	2022年度
預金残高(平残)	1,921	1,967
貸出金残高(平残)	1,441	1,373

- (注) 役員員数は期中平均人員を使用しています。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)〇〇利益率} = \frac{\text{〇〇(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

(又は純益率)

$$\text{純資産(純)〇〇利益率} = \frac{\text{〇〇(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

(又は純益率)

財務データ



預金に関する指標

● 預金科目別残高(期末残高)

単位:百万円

項 目	2023年度末				2022年度末			
	個 人	法 人			個 人	法 人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当 座 預 金	—	—	—	1	—	—	—	43
普 通 預 金	105,518	929	0	9,933	100,913	817	0	10,748
貯 蓄 預 金	2,196	—	—	—	2,327	—	—	—
通 知 預 金	—	—	—	10	—	—	—	10
別 段 預 金	1	4	1	31	1	8	1	16
納 税 準 備 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
定 期 預 金	166,297	26,017	1,648	14,448	166,807	15,261	1,398	16,273
定 期 積 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	274,013	26,951	1,651	24,424	270,048	16,087	1,400	27,091

● 預金種類別内訳(平均残高)

単位:百万円

項 目	2023年度	2022年度
流 動 性 預 金	121,340	118,337
定 期 性 預 金	205,859	209,886
譲 渡 性 預 金	3,352	2,400
そ の 他 の 預 金	—	—
合 計	330,551	330,623

● 定期預金の固定金利・
変動金利別内訳(期末残高)

単位:百万円

項 目	2023年度末	2022年度末
固定金利定期預金	208,392	199,720
変動金利定期預金	20	20
そ の 他	—	—
合 計	208,412	199,740

● 預金者別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項 目	2023年度末		2022年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
団 体 会 員	238,950	73.06	234,816	74.63
民間労働組合	43,617	13.33	44,813	14.24
民間以外の労働組合及び公務員の団体	66,009	20.18	66,515	21.14
消費生活協同組合及び同連合会	26,130	7.98	23,456	7.45
そ の 他 の 団 体	103,193	31.55	100,030	31.79
(うち間接構成員)	(225,701)	(69.01)	(220,451)	(70.06)
個 人 会 員	—	—	—	—
国・地方公共団体・非営利法人	32,949	10.07	23,281	7.39
一 般 員 外	55,140	16.86	56,530	17.96
合 計	327,040	100.00	314,628	100.00

(注)1.当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4第2項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第1条の7第2項に定められた「100分の10」以上であることにより同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

● 員外預金の状況(期末残高)

単位:百万円

項 目	2023年度末	2022年度末
一般員外(a)	55,140	56,530
一般員外譲渡性預金(b)	1,100	600
一般員外預金計(c) : ((a)+(b))	56,240	57,130
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	333,240	317,028
一般員外預金比率(c)/(d)×100	16.87%	18.02%

● 財形貯蓄残高(期末残高)

単位:百万円、%

項 目	2023年度末		2022年度末	
	金 額	預金に占める割合	金 額	預金に占める割合
一般財形	31,086	9.32	31,853	10.04
財形年金	7,424	2.22	7,696	2.42
財形住宅	4,601	1.38	5,077	1.60
合 計	43,111	12.93	44,627	14.07

(注)預金に占める割合は、譲渡性預金を含む総預金残高から算出したものです。

財務データ



貸出金等に関する指標

● 貸出金科目別内訳(平均残高)

単位:百万円

項目	2023年度	2022年度
手形貸付	77	21
証書貸付	236,985	220,616
当座貸越	10,898	10,156
割引手形	-	-
合計	247,961	230,793

● 貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2023年度末	2022年度末
固定金利貸出金	38,009	37,709
変動金利貸出金	218,970	203,399
合計	256,979	241,109

(注)手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

● 貸出金使途別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項目	2023年度末		2022年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
賃金手当対策資金	-	-	-	-
生活資金	34,707	13.50	30,768	12.76
カードローン	11,016	4.28	9,850	4.08
自動車ローン	9,784	3.80	7,753	3.21
教育ローン	8,156	3.17	7,607	3.15
その他	5,751	2.23	5,557	2.30
福利共済資金	4,083	1.58	5,258	2.18
運営資金	6,585	2.56	6,559	2.72
生協資金	-	-	-	-
運営資金	-	-	-	-
設備資金	-	-	-	-
住宅資金	211,602	82.34	198,522	82.33
住宅事業資金	-	-	-	-
合計	256,979	100.00	241,109	100.00

● 貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

単位:百万円、%

項目	2023年度末		2022年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
民間労働組合	52,872	20.57	50,513	20.95	
民間以外の労働組合及び公務員の団体	31,302	12.18	30,231	12.53	
消費生活協同組合及び同連合会	4,149	1.61	3,546	1.47	
その他の団体	155,520	60.51	142,825	59.23	
〈間接構成員〉	《243,362》	《94.70》	《226,856》	《94.08》	
上記各団体に所属しない個人会員	-	-	-	-	
会員等計	243,844	94.88	227,116	94.19	
預金積金担保貸出	43	0.01	51	0.02	
その他	13,091	5.09	13,941	5.78	
		(100.00)		(100.00)	
業種別内訳	製造業	-	(-)	-	(-)
	農業、林業	-	(-)	-	(-)
	漁業	-	(-)	-	(-)
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	(-)	-	(-)
	建設業	-	(-)	-	(-)
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	(-)	-	(-)
	情報通信業	-	(-)	-	(-)
	運輸業、郵便業	-	(-)	-	(-)
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	(-)	-	(-)
	金融業、保険業	-	(-)	-	(-)
	不動産業、物品賃貸業	-	(-)	-	(-)
	医療、福祉	-	(-)	-	(-)
	サービス業	-	(-)	-	(-)
	国・地方公共団体	9,875	(75.43)	10,260	(73.59)
個人	2,904	(22.18)	2,383	(17.09)	
その他	312	(2.38)	1,297	(9.30)	
会員外計	13,135	5.11	13,992	5.80	
合計	256,979	100.00	241,109	100.00	

財務データ

●貸出金担保種類別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2023年度末	2022年度末
当金庫預金積金	650	442
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	208,100	194,844
その他	—	—
小計	208,751	195,287
保証	38,041	34,264
信用	10,187	11,558
合計	256,979	241,109

●債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)

単位:百万円

項目	2023年度末	2022年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	—	—
保証	0	0
信用	—	—
合計	0	0



会員数・出資金の状況

●会員数・出資金の内訳

単位:会員、千円、%

項目	2023年度末			2022年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	465	945,926	99.54	466	949,470	99.91
民間労働組合	209	308,518	32.46	206	311,773	32.80
民間以外の労働組合 及び公務員の団体	60	238,158	25.06	60	238,158	25.06
消費生活協同組合 及び同連合会	8	6,153	0.64	8	6,153	0.64
その他の団体	188	393,097	41.36	192	393,386	41.39
個人会員	0	—	—	0	—	—
その他(金庫自己口)	0	4,331	0.45	0	787	0.08
合計	465	950,257	100.00	466	950,257	100.00

●大口出資会員(2023年度末現在)

単位:千円、%

順位	会員名	出資金額	出資金総額 に対する割合
1	沖縄県勤労者互助会	191,938	20.19
2	一般社団法人沖縄県官公庁労働者共済会	99,905	10.51
3	NTT労働組合沖縄分会	39,462	4.15
4	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会	35,220	3.70
5	自治労那覇市職員労働組合	35,123	3.69
6	沖縄県高等学校障害児学校教職員組合	32,191	3.38
7	全駐労ズケラン支部	28,848	3.03
8	沖縄電力労働組合	28,588	3.00
9	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部	27,051	2.84
10	全駐労マリン支部	22,356	2.35

財務データ



債権管理の状況

- 労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権(三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)・合計額・正常債権・総与信残高)

2024年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2023年度末	2022年度末
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権 合計(注)1 (A)	685	561
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	241	110
危険債権	424	429
要管理債権	20	21
三月以上延滞債権	20	21
貸出条件緩和債権	—	—
保全額 (B)	685	561
担保・保証等による回収見込み額	684	559
貸倒引当金	0	1
保全率 (B) / (A) (%)	100.00%	100.00%
正常債権 (C)	256,477	240,716
総与信残高 (D)=(A)+(C)	257,162	241,277
(A) / (D) (%)	0.27%	0.23%

(注) 1.「労働金庫法及び金融再生法上の開示債権」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」の合計額のことです。


2.金額は決算後(償却後)の計数です。

3.単位未満を四捨五入しています。


用語の解説

 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは


総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

 「危険債権」とは


総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

 「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。


 「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。


 「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しないものです。


貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

 「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

 「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

財務データ



資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労働金庫法に基づく開示債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

「資産査定」並びに「労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権」及び「償却・引当基準」の関係

資産査定		労働金庫法及び金融再生法 に基づく開示債権				償却・引当基準	
目		的				定 義	
適切な償却・引当を行うための準備作業		労働金庫法及び金融再生法に基づく開示				金庫の資産査定規程および基準	
対 象							
総資産* 1. 債権 (1) 貸出金 (2) 外国為替 (3) 未収利息 (4) 未収金 (5) 貸出金に準ずる仮払金 (6) 債務保証見返 (7) 貸付有価証券 2. 有価証券 3. デリバティブ取引 4. その他の資産(債権、有価証券及びデリバティブ取引以外) *資産査定の対象として債務者区分を行うのは、上記「1. 債権」のみを対象		総与信 1. 社債(労働金庫法施行規則第114条第1項第5号口に規定される私募によるものに限る。) 2. 貸出金 3. 外国為替 4. 未収利息 5. 仮払金 6. 債務保証見返 7. 貸付有価証券				総資産* 1. 債権 (1) 貸出金 (2) 外国為替 (3) 未収利息 (4) 未収金 (5) 貸出金に準ずる仮払金 (6) 債務保証見返 (7) 貸付有価証券 2. 有価証券 3. デリバティブ取引 4. その他の資産(債権、有価証券及びデリバティブ取引以外) *本表においては、上記「1. 債権」のみを対象	
担保のカバー状況は分類において勘案		担保・引当カバー分を含む					
債務者区分 (注)1.		債権分類 (注)2.				開示債権区分	区分毎の償却・引当方法
1. 破綻先 44 百万円	非分類	第Ⅱ分類	第Ⅲ分類	第Ⅳ分類	1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 241 百万円	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入 0 百万円 (注)4.	
2. 実質破綻先 195 百万円							
3. 破綻懸念先 423 百万円	非分類	第Ⅱ分類	第Ⅲ分類		2. 危険債権 424 百万円	合理的に見積もった必要額を個別貸倒引当金に繰入 一百万円	
4. 要注意先		3. 要管理債権				予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入 (注)3. 0 百万円 (注)4.	
(1) 要管理先 20 百万円	非分類	第Ⅱ分類	(1) 三月以上延滞債権 20 百万円		4. 正常債権 (注)5. 256,477 百万円		
(2) 要管理先以外 901 百万円			(2) 貸出条件緩和債権 一百万円				
5. 正常先 245,518 百万円	非分類				予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入 (注)3. 0 百万円 (注)4.		
6. その他 9,875 百万円	—					引当は行わない。	

財務データ

◎表内の金額は、2024年3月末現在の残高を表示しています。なお、金額単位未満の端数については、労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権に係る金額は四捨五入、その他の表示額については切り捨てて記載しています。

(注)1.

破綻先債務者

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、再生手続、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者のことです。

実質破綻先債務者

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者のことです。

破綻懸念先債務者

現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者のことです。

要注意先債務者

金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者などの今後の管理に注意を要する債務者のことです。

要管理先債務者

要注意先債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者のことです。

正常先債務者

業況が良好で、あり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者のことです。

その他

国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権のことです。

(注)2.

第Ⅳ分類

回収不可能又は無価値と判定される資産で、将来において部分的な回収があり得るとしても、基準日において回収不可能または無価値と判定できる資産として分類したものです。

第Ⅲ分類

最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産として分類したものです。

第Ⅱ分類

債権保全上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産のことです。

なお、Ⅱ分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものとがあります。

非分類

上記のⅡ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産のことです。

(注)3. 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。

(注)4. 単位未満切り捨て表示のため0で記載しています。

(注)5. 総与信のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

財務データ



有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

単位:百万円

		計	期間の定めなし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	2023年度末	5,845	—	—	—	2,602	3,242
	2022年度末	7,082	—	1,223	—	1,901	3,958
地方債	2023年度末	410	—	—	308	101	—
	2022年度末	313	—	—	102	211	—
短期社債	2023年度末	—	—	—	—	—	—
	2022年度末	—	—	—	—	—	—
社債	2023年度末	5,853	1,767	—	613	503	2,968
	2022年度末	5,122	1,649	—	315	313	2,844
貸付信託	2023年度末	—	—	—	—	—	—
	2022年度末	—	—	—	—	—	—
投資信託	2023年度末	3,374	3,374	—	—	—	—
	2022年度末	4,242	4,242	—	—	—	—
株式	2023年度末	675	675	—	—	—	—
	2022年度末	545	545	—	—	—	—
外国証券	2023年度末	—	—	—	—	—	—
	2022年度末	—	—	—	—	—	—
その他の証券	2023年度末	—	—	—	—	—	—
	2022年度末	—	—	—	—	—	—
合計	2023年度末	16,159	5,817	—	922	3,207	6,211
	2022年度末	17,306	6,436	1,223	417	2,425	6,803

●有価証券の種類別の平均残高

単位:百万円、%

項目	2023年度		2022年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	6,086	36.55	8,677	44.68
地方債	335	2.01	377	1.94
短期社債	—	—	—	—
社債	5,550	33.33	4,720	24.30
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	4,196	25.20	5,164	26.59
株式	479	2.87	480	2.47
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合計	16,648	100.00	19,419	100.00

(注)社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれています。

●預証率

単位:%

項目	2023年度	2022年度
預証率(期末値)	4.84	5.45
預証率(期中平均値)	5.03	5.87

財務データ



有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどで活用して勤労者の借入ニーズに応えています。その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させています。

当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融商品会計基準に基づく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は、貸借対照表注記(P22～P23)をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、貸借対照表計上額は、あくまでも2024年3月末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

単位:百万円

	2023年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

2. 満期保有目的の債券

単位:百万円

	種 類	2023年度末			2022年度末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
 2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

3. その他有価証券

単位:百万円

	種 類	2023年度末			2022年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	564	342	222	367	267	100
	債 券	6,192	5,949	242	7,034	6,676	358
	国 債	3,848	3,649	198	5,286	4,976	310
	地 方 債	410	399	10	313	299	13
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,932	1,900	32	1,434	1,400	34
	そ の 他	1,431	1,264	167	1,241	1,115	125
	小 計	8,188	7,556	632	8,643	8,058	584
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	75	92	△17	143	178	△34
	債 券	5,917	6,172	△255	5,483	5,674	△190
	国 債	1,996	2,173	△176	1,795	1,875	△79
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,920	3,999	△79	3,687	3,799	△111
	そ の 他	1,943	2,189	△246	3,000	3,410	△409
	小 計	7,936	8,455	△519	8,628	9,263	△635
合 計		16,124	16,011	113	17,271	17,322	△50

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

財務データ

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金の主な内容及び貸借対照表計上額

単位:百万円

項目	2023年度末	2022年度末
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	34	34
合計	34	34

(注)1.上記以外に貸借対照表の「その他資産」科目に「労働金庫連合会出資金」1,800百万円を計上しております。



金銭の信託の時価情報

該当する残高はありません。



金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

該当する取引はありません。



公共債窓口販売実績等

● 公共債窓口販売実績

単位:千円

項目	2023年度	2022年度
個人向け国債	84,840	98,120

● 投資信託販売実績

単位:千円

項目	2023年度	2022年度
投資信託	712,111	211,257

● 内国為替取扱実績

単位:件

項目	区分	2023年度	2022年度
送金・振込	各地へ向けた分	358,779	347,110
	各地より受けた分	740,947	718,916
代金取立	各地へ向けた分	0	5
	各地より受けた分	0	1
合計	各地へ向けた分	358,779	347,115
	各地より受けた分	740,947	718,917

財務データ



自己資本の充実の状況

1. 単体自己資本比率（国内基準）

単位:%

項目	当期末 (2023年度末)	前期末 (2022年度末)
自己資本比率	8.43	8.55

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

1. 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注)標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

2. オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注)基礎的手法…粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は8.43%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

用語の解説

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適切であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1))} - \text{コア資本に係る調整項目の額(注2)}}{\text{信用リスクアセットの額の合計額(注3)} + \text{オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5(注4)} \times 100$$

(注1)出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2)無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3)資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4)8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

財務データ



2.自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円、%

項 目	当期末 (2023年度末)	前期末 (2022年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	17,313	16,550
うち、出資金及び資本剰余金の額	950	950
うち、利益剰余金の額	16,477	15,711
うち、外部流出予定額(△)	110	110
うち、上記以外に該当するものの額	▲4	▲0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,314	16,550
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	4
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	4
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	92	66
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	97	71
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	17,216	16,479

財務データ

単位:百万円、%

項目	当期末 (2023年度末)	前期末 (2022年度末)
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	196,903	185,746
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,218	6,852
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	204,121	192,598
自己資本比率		
自己資本比率 ((八) / (二))	8.43%	8.55%

3. 定性的開示事項・定量的開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

2023年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体:沖縄県労働金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:950百万円
------	---

用語の解説

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

「出資金」とは

会員のみなさまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

財務データ

用語の解説

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 特別積立金
将来、損失が発生した場合に備えて、損失のてん補に充てるための積立金です。
- (2) 金利変動等準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金です。
- (3) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。
- (5) 店舗建設準備積立金
将来の店舗建設に備えるための積立金です。
- (6) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員のみならずへ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、退職給付引当金、賞与引当金、役員退職慰労引当金、睡眠預金払戻損失引当金の6種類を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%）

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められていました。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完の項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

経過措置を適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能でした。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入していません。

当金庫ではこの経過措置を適用しておりません。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

財務データ

(2) 自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

●信用リスク等に対する所要自己資本の額

	(A)	当期末 (2023年度末)		前期末 (2022年度末)	
		リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク		196,903	7,876	185,746	7,429
標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)		196,382	7,855	184,892	7,395
ソブリン向け(注4)		132	5	309	12
金融機関向け		26,063	1,042	23,947	957
事業法人等向け		785	31	748	29
中小企業等・個人向け		128,792	5,151	122,704	4,908
抵当権付住宅ローン		26,077	1,043	22,933	917
不動産取得等事業向け		—	—	—	—
延滞債権 (注5)		110	4	196	7
その他 (注6)		14,419	576	14,052	562
証券化エクスポージャー (うち再証券化)		— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー(注7)		520	20	854	34
ルック・スルー方式(注8)		520	20	854	34
マンドート方式(注9)		—	—	—	—
蓋然性方式(250%)(注10)		—	—	—	—
蓋然性方式(400%)(注10)		—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)(注11)		—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(注12)		—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー(注13)		—	—	—	—
オペレーショナル・リスク(注14)	(B)	7,218	288	6,852	274
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B)	(C)	204,121	8,164	192,598	7,703

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返返定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関、地方自治体等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、取立未済手形、株式、出資等です。
7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.~11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引)について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
14. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

財務データ

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

●現在の自己資本の充実状況について

2023年度末の当金庫の自己資本比率は8.43%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」に

よって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

●将来の自己資本の充実策

当金庫では、事業計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

単位:百万円

地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末
国内	415,127	389,086	264,255	248,295	12,122	12,350	—	—	105	155	138,644	128,285	77	136
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	415,127	389,086	264,255	248,295	12,122	12,350	—	—	105	155	138,644	128,285	77	136

業種別

単位:百万円

業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末
製造業	623	733	—	—	400	500	—	—	—	—	223	233	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	212	112	—	—	200	100	—	—	—	—	12	12	—	—
建設業	9	9	—	—	—	—	—	—	—	—	9	9	—	—
電気・ガス・ 熱供給・水道業	821	721	—	—	800	700	—	—	—	—	21	21	—	—
情報通信業	111	11	—	—	100	—	—	—	—	—	11	11	—	—
運輸業、郵便業	25	25	—	—	—	—	—	—	—	—	25	25	—	—
卸売業、小売業、 宿泊業、 飲食サービス業	123	123	—	—	100	100	—	—	—	—	23	23	—	—
金融業、保険業	135,769	124,891	—	—	4,199	3,699	—	—	—	—	131,569	121,191	—	—
不動産業、 物品賃貸業	100	100	—	—	100	100	—	—	—	—	0	0	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	16,129	17,440	9,875	10,260	6,223	7,151	—	—	—	—	31	28	—	—
個人	253,757	236,640	253,585	236,476	—	—	—	—	—	—	171	163	77	136
その他	7,443	8,276	794	1,557	—	—	—	—	105	155	6,543	6,563	—	—
合計	415,127	389,086	264,255	248,295	12,122	12,350	—	—	105	155	138,644	128,285	77	136

財務データ

残存期間別

単位:百万円

期間区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末	2023年 度末	2022年 度末
期間の定めのないもの	42,082	35,117	18,479	17,234	1,800	1,700	—	—	105	155	21,697	16,027
1年以下	27,720	42,076	2,429	2,331	—	1,219	—	—	—	—	25,291	38,524
1年超3年以下	54,451	22,953	1,250	1,330	200	100	—	—	—	—	53,001	21,523
3年超5年以下	35,628	49,588	774	1,578	699	300	—	—	—	—	34,154	47,709
5年超10年以下	7,764	6,419	4,722	4,179	3,042	2,240	—	—	—	—	—	—
10年超	247,479	232,931	236,598	221,640	6,380	6,790	—	—	—	—	4,500	4,500
合計	415,127	389,086	264,255	248,295	12,122	12,350	—	—	105	155	138,644	128,285

(注) 1. エクスポート区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

2. エクスポート区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、出資金、有形固定資産等です。

3. エクスポート区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

単位:百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	0	0	—	0	0
	2022年度	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	2023年度	1	0	—	1	0
	2022年度	2	1	—	2	1
合計	2023年度	1	0	—	1	0
	2022年度	2	1	—	2	1

用語の解説

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

財務データ

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等
業種別

単位:百万円

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	目的使用		その他		2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	1	2	0	1	—	—	1	2	0	1	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1	2	0	1	—	—	1	2	0	1	—	—

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

リスク・ ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2023年度末			2022年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	20,144	20,144	—	21,388	21,388
10%	—	701	701	—	501	501
20%	500	129,920	130,421	100	120,528	120,628
35%	—	74,507	74,507	—	65,523	65,523
50%	1,403	—	1,403	1,403	—	1,403
75%	—	178,999	178,999	—	170,792	170,792
100%	—	5,111	5,111	—	5,088	5,088
150%	—	56	56	—	108	108
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	3,781	3,781	—	3,650	3,650
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	1,904	413,223	415,127	1,504	387,582	389,086

(注)

- 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。なお、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャー等は格付け無しに分類しています。
- エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
- コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

財務データ

●信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理のため「融資事務基本規程」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的にALM委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」等に基づき以下のとおり計上しています。

●正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

●破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

●破綻先債権および実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

(4)信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位:百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		651	442	—	—	—	—
	ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関向け	—	—	—	—	—	—
	事業法人等向け	463	240	—	—	—	—
	中小企業等・個人向け	188	202	—	—	—	—
	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	延滞	—	—	—	—	—	—

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

●貸出金と自金庫預金の相殺

当金庫では、「貸出金と自金庫預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。

手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証について、期限の利益喪失事由が発生した場合、相殺により回収します。相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を内容証明郵便で送付します。

●クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

●適格金融資産担保

当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

●保証

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている政府関係機関等に対する国等の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

財務データ

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

● 与信相当額等

単位:百万円

	2023年度末			2022年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額 (A)	-	-	-	-	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	-	-	-	-	-	-
グロスの与信相当額 (A)+(B) (C)	-	-	-	-	-	-
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C)-(D) (E)	-	-	-	-	-	-
外国為替関連取引	-	/	-	-	/	-
金利関連取引	-	/	-	-	/	-
金関連取引	-	/	-	-	/	-
株式関連取引	-	/	-	-	/	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	/	-	-	/	-
その他コモディティ関連取引	-	/	-	-	/	-
クレジット・デリバティブ取引	-	/	-	-	/	-
担保の額 (F)	-	-	-	-	-	-
現金・自金庫預金	-	-	-	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E)-(F) (G)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. クレジット・デリバティブ取引の取扱いはありません。

● 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引の与信限度枠は「資金運用規程」で定めています。与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。引当金の算定については、「資産査定規程」に基づき算定しています。現状では、直接的な派生商品取引を行っていないことからリスクは発生していません。なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

① オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当はありません。

② 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当はありません。

● 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。リスクを限定するために、年度ごとに資金運用委員会で「資金運用方針」を策定し、ALM 委員会で協議しています。方針については、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に ALM 委員会および理事会に報告しています。また、裏付となる資産の状況、時価、および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

● 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

● 証券化取引に関する会計方針

日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」および当金庫の「決算経理要領」等に基づき、適切に処理するよう努めています。

● 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

財務データ

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額および時価

単位:百万円

	2023年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	828	828	723	723
非上場株式等	34	—	34	—
その他	1,800	—	1,800	—
合計	2,663	828	2,558	723

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
 2. 「上場株式等」の区分には、上場投資信託(ETF)を含んでいます。
 3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金を計上しています。
 4. 「非上場株式等」および「その他」については時価が把握できないため「—」としています。

② 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

単位:百万円

	2023年度	2022年度
売却益	39	—
売却損	1	—
償却	—	—

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

	2023年度末	2022年度末
評価損益	288	122

④ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

	2023年度末	2022年度末
評価損益	—	—

● 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

2023年度末における子会社株式および関連会社株式はありません。

「その他有価証券」については、年度ごとに資金運用委員会で「資金運用方針」を策定し、ALM委員会で協議しています。方針については、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的にALM委員会および理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に基づき、適切に処理するよう努めています。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位:百万円

	当期末 (2023年度末)	前期末 (2022年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,348	4,370
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

財務データ

(9) 金利リスクに関する事項

● 金利リスク量

単位:百万円

	2023年度末	2022年度末
VaR	1,194	1,562

● IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

単位:百万円

IRRBB 1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,447	1,973	506	314
2	下方パラレルシフト	0	0	13	116
3	スティープ化	3,413	3,652	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	3,413	3,652	506	314
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	17,216		16,479	

(注)

- 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
- 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの記号は告示の様式上に定められているものです。
- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合をプラスで表示)。

● 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員および間接構成員向け貸出、国債等を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にALM委員会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRB)について経済的価値の変動額である△EVEおよび金利収益の変動額である△NIIを定期的に計測しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBは△EVEおよび△NIIを定期的に計測しています。この計測結果はALM委員会へ報告しております。

財務データ

●金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 - (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2024年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は1.25年です。
 - (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年としております。
 - (3) 流動性預金への満期の割り当て方法およびその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - (4) 貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は考慮しておりません。
 - (5) 複数通貨の集計方法およびその前提
IRRBBIについては保守的に通貨毎に算出した Δ EVEおよび Δ NIIIが正となる通貨のみを対象としています。
 - (6) スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
 - (7) 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
当金庫は、内部モデルを使用しておりません。
 - (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の Δ EVEは3,413百万円(前期末3,652百万円、前期比239百万円減少)となっております。また、当期末の Δ NIIIは506百万円(前期末314百万円、前期比192百万円増加)となっております。
 - (9) Δ EVEの計測値について
当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
2. 当金庫が、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - (1) 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR(バリュー・アット・リスク)をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
 - (2) 金利リスク計測の前提およびその意味
VaRは、保有期間6カ月(一部の資産負債については1カ月)、信頼水準99%、観測期間1年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

(10)オペレーショナル・リスクに関する事項

●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④風評リスク、⑤人的リスク、⑥有形資産リスクに区分・管理し、「リスク管理・運営方針」の中でオペレーショナル・リスクに関する方針を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理要領」を制定しています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたってはリスク統括部を統括部署とし、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的にオペレーショナル・リスク管理委員会で協議しています。また、理事会へ定期的に報告しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。